

議案第 1 1 0 号 【教育委員会事務局教育推進部生涯学習スポーツ振興課】
港区立学校施設等使用条例の一部を改正する条例

本案は、学校屋内プールにおける区外からの使用者に対する使用料及び団体がプールをコース単位で使用する場合の使用料を定めるものです。

【条例改正の背景】

区外の住民のプール利用について要望が寄せられていること等を踏まえ、学校屋内プール開放事業において、区内の在住者、在勤者又は在学者以外の区外からの使用者をプールの利用対象に追加するため、使用料を新たに定めます。

また、プール全面の貸切のみを可能としている団体での使用について、利便性向上の観点から、コース単位での使用も可能とするため、コース単位の使用料を新たに定めます。

【条例の内容】

- ①区外からの使用者のプール使用料を 8 0 0 円とします。
- ②団体がプールをコース単位で使用する場合の 1 コース当たりの使用料を 3, 3 0 0 円とします。

【施行期日】

- ①については、令和 8 年 1 月 1 日
- ②については、令和 8 年 4 月 1 日